京都府最低賃金が時間額909円に

一京都地方最低賃金審議会が27円引上げの答申一

令和元年8月5日、京都地方最低賃金審議会(会長 佐藤卓利立命館大学経済学部教授)は、京都府最低賃金(現行時間額882円)を27円引上げ909円にすることが適当であると京都労働局長(南保昌孝)に答申しました。

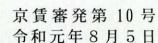
この引上げ額は4年連続の大幅な引上げであり、京都府最低賃金を時間額で定めることになった平成14年度以降で最大の引上げ額となりました。

改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和元年 10 月 1 日に発効する予 定です。

なお、答申には最低賃金引上げにより、大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する直接的かつ総合的な抜本的支援策を着実に講じること等を求める旨の附帯決議が盛り込まれています。



佐藤会長 南保局長





京都労働局長 南保 昌孝 殿



令和元年度 京都府最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和元年7月11日、京都地方最低賃金審議会において付託された令和元年度 京都府最低賃金の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(同日閣議決定)に配意しつつ慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、地域経済の中核として多くの生産財やサービスを提供し、多くの雇用を支えているのは、まぎれもなく中小企業・小規模事業者であり、これらの地域企業が持続的な生産活動を行うことが、地域経済にとって不可欠である。

中小企業・小規模事業者が、引き続き最低賃金の大幅な引上げを行っていくためには、総合的で抜本的な経営力強化に向けた実効性のある支援が絶対的に必要である。

現在設けられている、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者の現場の声が求める「抜本的で実効性のある支援」というには極めて不十分である。

特にサービス業をはじめとする労働集約型の産業分野にも生産性向上の設備投資を求めるなど、最低賃金引上げの原資の拠出が厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対する最低賃金に関連する助成制度としての目的を十分に果たせていない現状を認識し、早急に改めるべきである。

業務改善助成金について、個々の業種・業態・規模に応じてより柔軟に容易に手続きが進められる等、現場が積極的に使える制度となるよう速やかに制度の改善、必要な予算の確保を行われたい。加えて、キャリアアップ助成金などの既存の制度の利用が図られるよう、働き方改革推進支援センターなどを十分活用し、あらゆる支援策の周知の徹底と制度の拡充を進めていくことが必要である。

併せて、中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力向上のために法人税からの税額控除・固定資産税の軽減措置や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、中小企業庁が実施する施策や中小企業・小規模事業者の負担を直接的に軽減する方策の推進を図っていくことも重要である。

ついては、各機関が一層連携を深め、中小企業・小規模事業者の健全で持続的な発展に資するとともに、直接的に賃金引上げが可能となる環境整備を図るため、真に「直接的かつ総合的な抜本的支援策」をハード・ソフト両面から着実に講じること、以上を強く求めるものである。



京都府最低賃金

- 適用する地域 京都府の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 909 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和元年 10 月 1 日